

## 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「9人」を「8人」に改める。

第5条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員はそれぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長についてはこの限りでない。

第17条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第20条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第22条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、「あらかじめ申し出た者」の次に「(以下「意見申出者」という。）」を加え、同条第2項中「あらかじめ申し出た者」を「意見申出者」に、「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第23条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第25条中「又は」を「、又は」に改める。

第25条の2第1項及び第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び第25条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号、第5条及び第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例（前項ただし書の改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際、現にこの条例による改正前の堺市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により建設委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の堺市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により建設委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。